

※資料に記載している事項は、現在確認中あるいは調整中の事項が含まれており、今後、修正等を行う可能性があります。

資料 2

(素案)

これからの小・中学校施設の在り方について

～児童・生徒の教育の場にふさわしい豊かな環境づくりを目指して～

平成●●年●月

学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議

目 次

はじめに

第1章 小・中学校施設整備指針改訂の背景

- 1. 学校施設整備指針の沿革 ●
- 2. 学習指導要領の改訂 ●
- 3. 小・中学校施設を取り巻く現況 ●
- 4. その他配慮すべき事項 ●

第2章 これからの小・中学校において充実すべき施設機能 . ●

第3章 小中学校施設整備指針改訂の方向性 ●

参考資料 ●

- ・ 現地調査概要
- ・ 学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議設置要綱
- ・ 学校施設のあり方に関する調査研究協力者会議
小中学校施設部会の設置について
- ・ 検討の経緯

※資料に記載している事項は、現在確認中あるいは調整中の事項が含まれており、今後、修正等を行う可能性があります。

はじめに

小学校及び中学校施設整備指針は、昭和60年代、いわゆる第二次ベビーブームにより児童生徒数がピークを迎えた後、多様な学習方法や生涯学習社会の実現に向けた各種方策が提唱される中、児童生徒の学習環境が目指すべき姿を示すものとして平成4年に策定された。学校施設を計画・設計するに当たり留意すべき事項について、基本的な考え方から平面計画・各室計画・設備計画に至るまで網羅的に記載されたものである。

平成4年の指針策定後、学習指導要領の改訂や義務教育学校の創設等、学校教育制度の改正、社会状況の変化を踏まえた複合化の取組の進展、事件・事故、災害等を踏まえ、これまで数次にわたり改訂を行い、記載の充実が図られてきた。

一方で、現在の学校を取り巻く環境は大きく急激に変化してきている。新しい知識・情報・技術が、社会のあらゆる領域で活動の基盤として飛躍的に重要性を増していくとともに、知識・情報・技術をめぐる変化の早さが加速度的となり、情報化やグローバル化といった社会的変化が、人間の予測を超えて進展するようになってきている。IoTやAI技術の進展により、Society 5.0 と呼ばれる社会の到来を目前に控え、先般、学習指導要領が改訂されたところである。

こうした背景の中、子供たちが活躍する将来を見据え、一人一人が感性を豊かにして、人生や社会の在り方を創造的に考えることができるよう、豊かな心や人間性を育てていくため、自然の中で豊かな体験をしたり、文化芸術を体験して感性を高めたりする機会を増やしていくことが益々必要となってきている。地域・家庭と連携・協働しつつ、体験活動も含め、社会や世界との関わりの中で、学んだことの意義を実感できるような学習活動を充実させて環境の醸成が求められているところである。

学校は、子供たちにとって未来の社会に向けた準備段階としての場であると同時に、現実の社会との関わりの中で、毎日の生活を築き上げていく場でもある。

地域の人的・物的資源を活用したり、放課後や土曜日等を活用した社会教育との連携を図ったりして、学校教育を学校内に閉じずに、その目指すところを社会と共有・連携しながら「社会に開かれた教育課程」の実現を図っていくことが求められている。

新たな学校施設を計画することは、その地域の子供たちの将来を考え、その地域の未来を考えることである。そのためには学校設置者や教職員のみならず、地域住民や建築専門家などの意見・知識を総動員して考えていくことこそ重要である。

本報告書や小・中学校施設整備指針が活用され、関係者の創意工夫の下、児童生徒の教育の場にふさわしい豊かな環境が全国で形成されることを期待したい。

平成31年●月



第1章 小・中学校施設整備指針改訂の背景

1. 学校施設整備指針の沿革

「学校施設整備指針」は、児童生徒の健康と安全はもとより、教育内容、教育方法等の多様化への対応など学校施設に固有に求められる機能を確保し、学校施設としての質的向上を図るため、学校施設の計画・設計上の留意点を示したものである。

公立学校施設の整備においては、その主となる構造が木造から鉄筋コンクリート造に移ったこと等により、補助事業建物の質的向上と経費の効果的な使用を図るため、従来より一層適切な設計・計画に対する配慮が必要であったことから、昭和42年に小・中学校、高等学校及び幼稚園の校舎、屋内運動場等に関する建築計画及び設計の留意事項を記述した「学校施設指導要領」が策定され、昭和49年度まで文部省による設計内容等の審査が行われてきた。

「学校施設指導要領」は、昭和49年に名称を「学校施設設計指針」に改めるなど数次の改訂が行われたが、学校を取り巻く社会的な情勢の大幅な変化を受けて、全面的に見直し、新たに学校種別毎の「学校施設整備指針」が策定されることとなった。

このため文部省では、平成3年度から「学校施設整備指針策定に関する調査研究」を実施し、平成4年3月に「小学校整備指針」・「中学校整備指針」を、平成5年3月に「幼稚園施設整備指針」を、平成6年に「高等学校施設整備指針」を、平成8年1月に「盲学校、聾学校及び養護学校施設整備指針」を策定し、各都道府県教育委員会等の学校設置者に通知した。

その後、学習指導要領の改訂による新教育課程への対応や少子高齢化への移行、情報通信技術による変革など学校施設を取り巻く新たな課題への対応等を踏まえ、子供達の主体的な活動の支援、安全、ゆとり、地域との連携などの事項に関して記述内容の充実を図るため、平成13年3月に「小学校施設整備指針」・「中学校施設整備指針」が全面的に改訂されるとともに、平成15年8月には、学校施設の防犯対策の推進、既存学校施設の耐震化の推進、建材等から放散される化学物質による室内空気汚染の防止対策等に関連する記述が追加された。また、平成16年1月には、同様の観点から「高等学校施設整備指針」についても全面的に改訂が行われた。

平成19年4月には、特別支援教育を推進するために関係法令の改正が行われ、施行されたこと等を受け、同年7月に「盲学校、聾学校及び養護学校施設整備指針」が全面的に改訂され「特別支援学校施設整備指針」として新たに策定されるとともに、「幼稚園施設整備指針」「小学校施設整備指針」「中学校施設整備指針」についても、特別支援教育を

※資料に記載している事項は、現在確認中あるいは調整中の事項が含まれており、今後、修正等を行う可能性があります。

推進するための施設整備の基本的考え方や、学校施設全体のバリアフリー化に関する記述などが充実された。

平成21年3月には、学校施設の事故防止対策に関する記述を充実し、平成22年3月には、外国語活動における多様な学習活動に対応した空間の確保や、理数教育環境の充実、環境面からの持続可能性への配慮など学習指導要領の改訂や社会状況の変化を踏まえ、「小学校施設整備指針」「中学校施設整備指針」が全面的に改訂され、「高等学校施設整備指針」についても全面的に改訂が行われた。

平成26年7月には、東日本大震災において顕在化した課題になどに対応するため、学校施設の津波対策及び避難所としての防災機能の強化、学校施設の老朽化対策などに関する記述が充実された。

平成28年3月には、義務教育学校の創設などに対応するため、「小中一貫教育に適した学校施設の在り方について」（平成27年7月 学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議）の報告書を踏まえ、「小学校施設整備指針」「中学校施設整備指針」に小中一貫教育に適した学校施設の計画・設計上の留意事項が追加されるとともに、学校施設の複合化、長寿命化対策、木材利用に関する記述が充実された。

このように学校施設整備指針は、学校施設を取り巻く社会状況の変化や課題等を踏まえ、これまで何度も改訂が重ねられ、内容の充実が図られてきたところである。

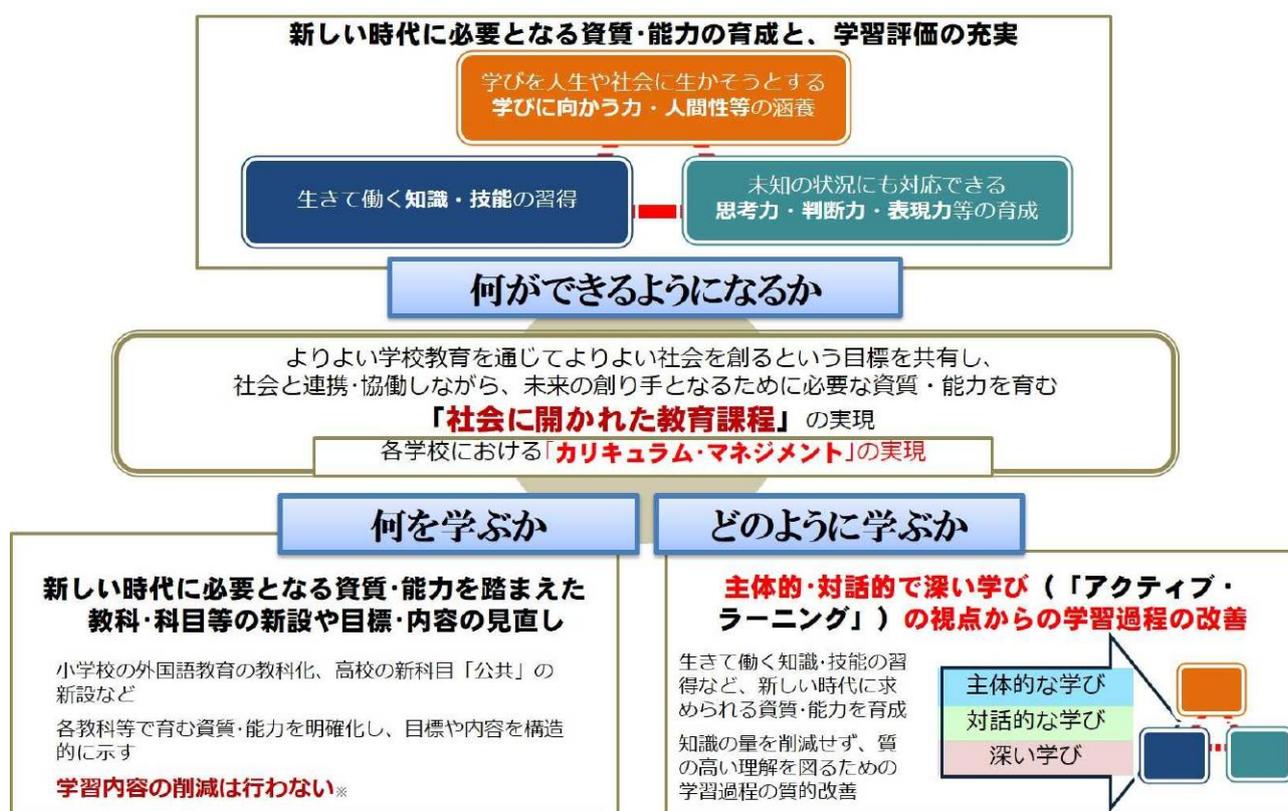
※資料に記載している事項は、現在確認中あるいは調整中の事項が含まれており、今後、修正等を行う可能性があります。

2. 学習指導要領の改訂

学習指導要領は、時代の変化や子供たちの状況、社会の要請等を踏まえ、これまでおよそ10年ごとに改訂されてきた。

平成29年3月、以下に掲げる方向性等を踏まえつつ、小学校及び中学校学習指導要領が改訂された。

学習指導要領改訂の方向性



※高校教育については、些末な事実に知識の暗記が大学入学者選抜で問われることが課題になっており、そうした点を克服するため、重要用語の整理等を含めた高大接続改革等を進める。

これからの教育課程の理念

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な教育内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを明確にしながら、社会との連携・協働によりその実現を図っていく。

<社会に開かれた教育課程>

- ① 社会や世界の状況を幅広く視野に入れ、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を持ち、教育課程を介してその目標を社会と共有していくこと。
- ② これからの社会を創り出していく子供たちが、社会や世界に向き合い関わり合い、自分の人生を切り拓いていくために求められる資質・能力とは何かを、教育課程にお

※資料に記載している事項は、現在確認中あるいは調整中の事項が含まれており、今後、修正等を行う可能性があります。

いて明確化し育んでいくこと。

- ③ 教育課程の実施に当たって、地域の人的・物的資源を活用したり、放課後や土曜日等を活用した社会教育との連携を図ったりし、学校教育を学校内に閉じずに、その目指すところを社会と共有・連携しながら実現させること。

改訂のポイント

① 基本的な考え方

- 教育基本法、学校教育法などを踏まえ、これまでの我が国の学校教育の実践や蓄積を活かし、子供たちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成。その際、子供たちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視。
- 知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視する現行学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質をさらに高め、確かな学力を育成。
- 先行する特別教科化など道徳教育の充実や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな体を育成。

② 知識の理解の質を高め資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」

「何ができるようになるか」を明確化

知・徳・体にわたる「生きる力」を子供たちに育むため、「何のために学ぶのか」という学習の意義を共有しながら、授業の創意工夫や教科書等の教材の改善を引き出していけるよう、全ての教科等を、①知識及び技能、②思考力、判断力、表現力等、③学びに向かう力、人間性等の3つの柱で再整理。

我が国の教育実践の蓄積に基づく授業改善

我が国のこれまでの教育実践の蓄積に基づく授業改善の活性化により、子供たちの知識の理解の質の向上を図り、これからの時代に求められる資質・能力を育んでいくことが重要。

小・中学校においては、これまでと全く異なる指導方法を導入しなければならないと浮足立つ必要はなく、これまでの教育実践の蓄積を若手教員にもしっかり引き継ぎつつ、授業を工夫・改善する必要。

※資料に記載している事項は、現在確認中あるいは調整中の事項が含まれており、今後、修正等を行う可能性があります。

3. 小・中学校施設を取り巻く現況

(1) 学校数・児童生徒数

我が国の18歳人口は、2016年時点で120万人程度（ピークは1990年頃の200万人超）となっており、今後、2030年には約100万人、さらに2040年には、およそ2/3に当たる約80万人まで減少するという推計となっている。

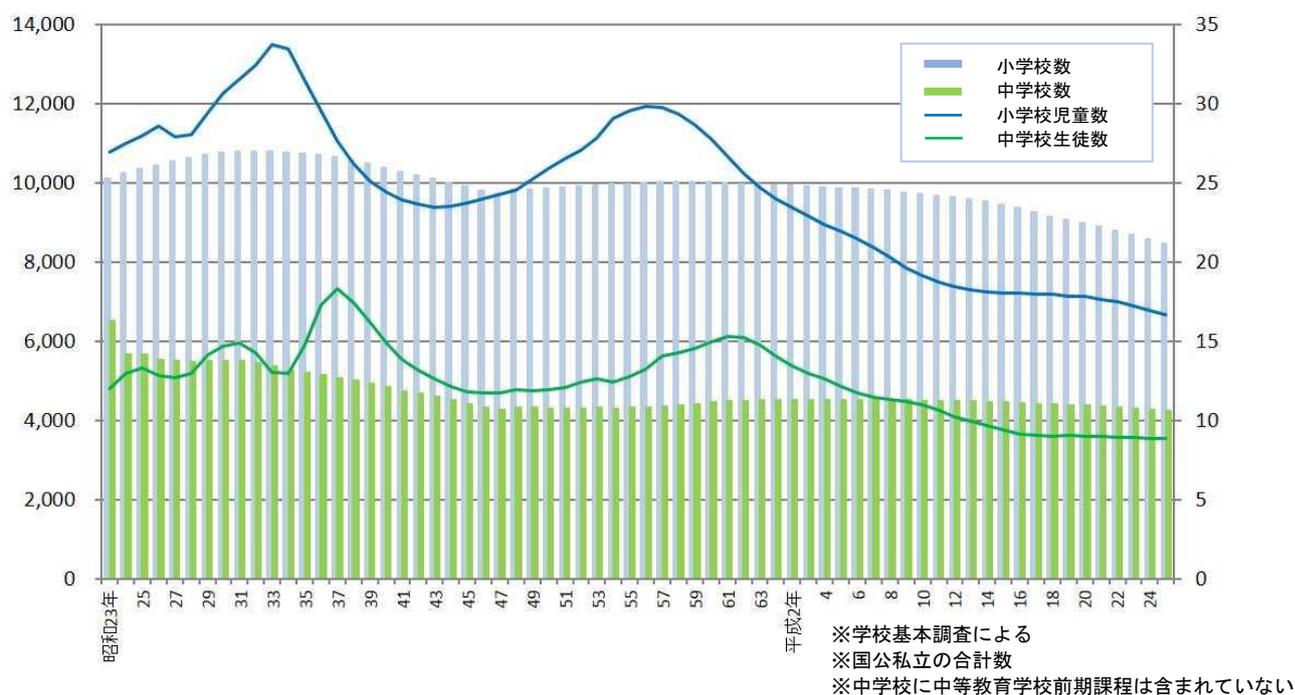
これらの背景から、小・中学校における学校数及び児童生徒数も減少傾向であり、今後もこの傾向が続く見通しとなっている。

●小中学校の学校数、児童生徒数

		小学校	中学校	義務教育学校	中等教育学校
学校数 (校)	計	(-203) 19,892	(-55) 10,270	(+34) 82	(±0) 53
	国立	(±0) 70	(±0) 71	(±0) 2	(±0) 4
	公立	(-203) 19,591	(-58) 9,421	(+34) 80	(±0) 31
	私立	(±0) 231	(+3) 778	-	(±0) 18
児童生徒数 (人)	計	(-20,809) 6,427,849	(-81,650) 3,251,684	(+12,188) 34,558	(-103) 32,325
教員数 (人)	計	(+1,862) 420,652	(-2,836) 247,224	(+1,217) 3,015	(+19) 2,629

※（ ）内は平成29年度値との増減を示す。

【出典】学校基本調査（平成30年度速報値）



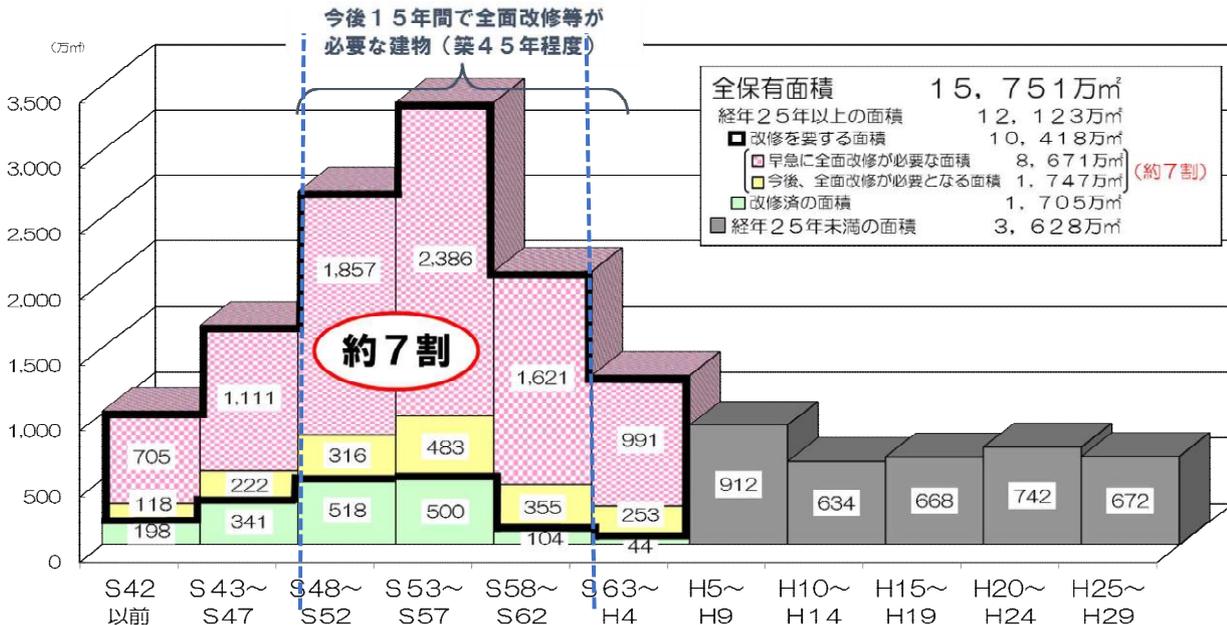
※資料に記載している事項は、現在確認中あるいは調整中の事項が含まれており、今後、修正等を行う可能性があります。

(2) 老朽化の進行

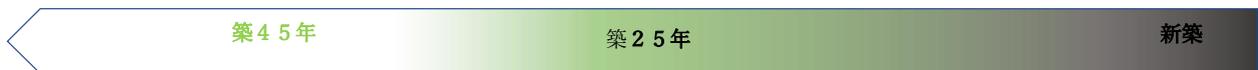
我が国では、高度成長期以降に集中的に整備された公共施設やインフラが今後一斉に老朽化を迎える。例えば、今後20年で、建設後50年以上経過する道路橋（橋長2m以上）の割合が約16%から約65%になるなど、老朽化の割合が加速度的に増加することが見込まれている。

このため、国は「インフラ長寿命化基本計画（平成25年11月）」（インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議）を策定し、今後、約800兆円に及ぶインフラストックの老朽化への確に対応するため、国や地方公共団体等が一丸となって戦略的な維持管理・更新等に取り組んでいるところである。

公立小中学校施設においても昭和40年代後半から50年代にかけて建設された校舎等が一斉に更新時期を迎えてきており、一般的に改修が必要となる経年25年以上の建物が全体の7割を占めるなど深刻な老朽化に悩まされているところであり、このうち緊急的な老朽対策が必要な経年45年以上を経過した未改修の建物については、現在2020年度までの対策完了を目指して取り組んでいるところである。



※「公立学校施設実態調査 平成29年度」（文部科学省）のうち、校舎・屋内運動場・寄宿舎に区分された非木造建物を計上

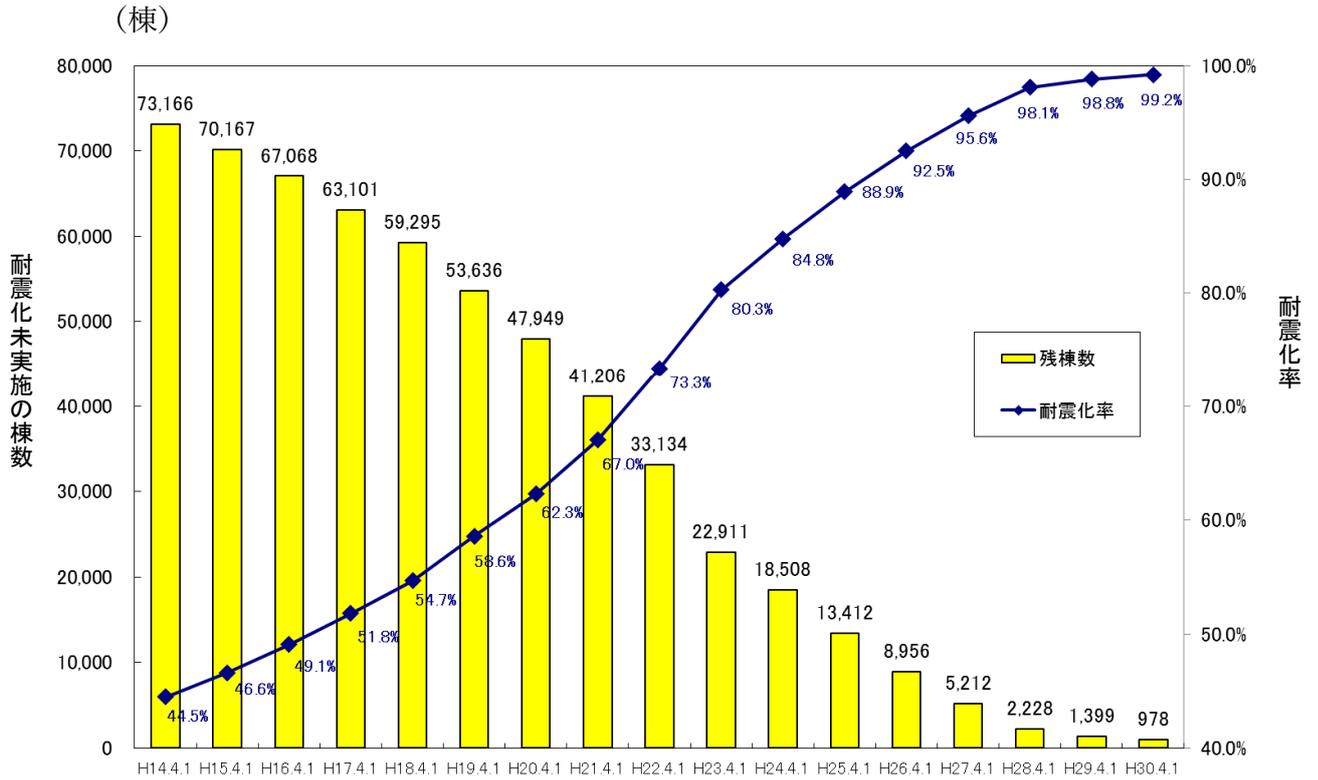


※資料に記載している事項は、現在確認中あるいは調整中の事項が含まれており、今後、修正等を行う可能性があります。

(3) その他

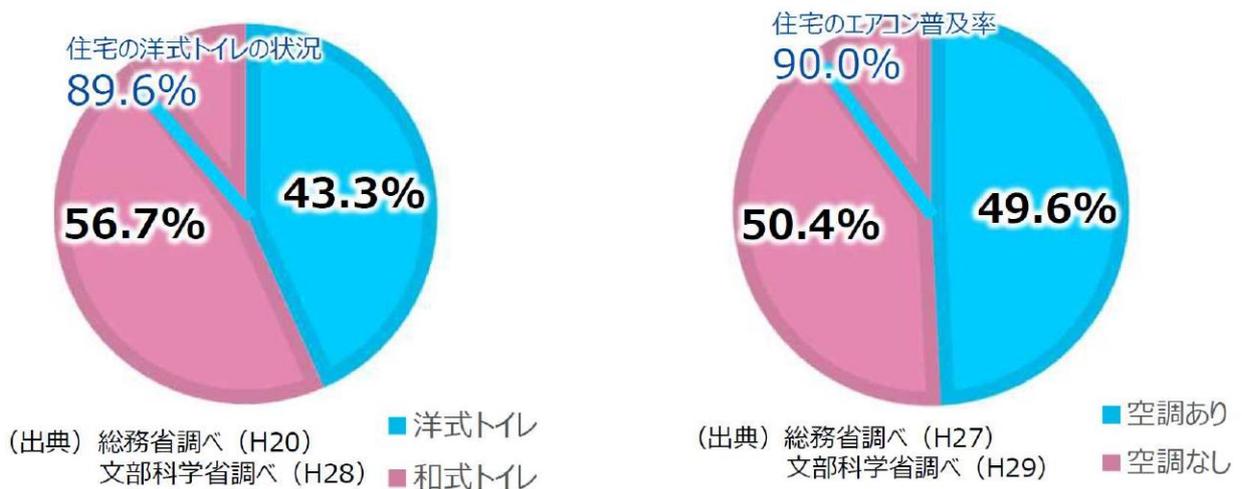
●耐震化の状況（公立小中学校）

公立小中学校施設における耐震化率は、平成30年4月1日時点で99.2%となっている。



●洋式トイレ、空調（冷房）設備（公立小中学校）

公立小中学校における洋式トイレ及び空調（冷房）設備の普及率は住宅のそれを大きく下回っており、生活文化からの乖離や近年の厳しい気象条件に対応した教育環境の確保などの観点からも各地域の実態を踏まえた整備が急がれる。



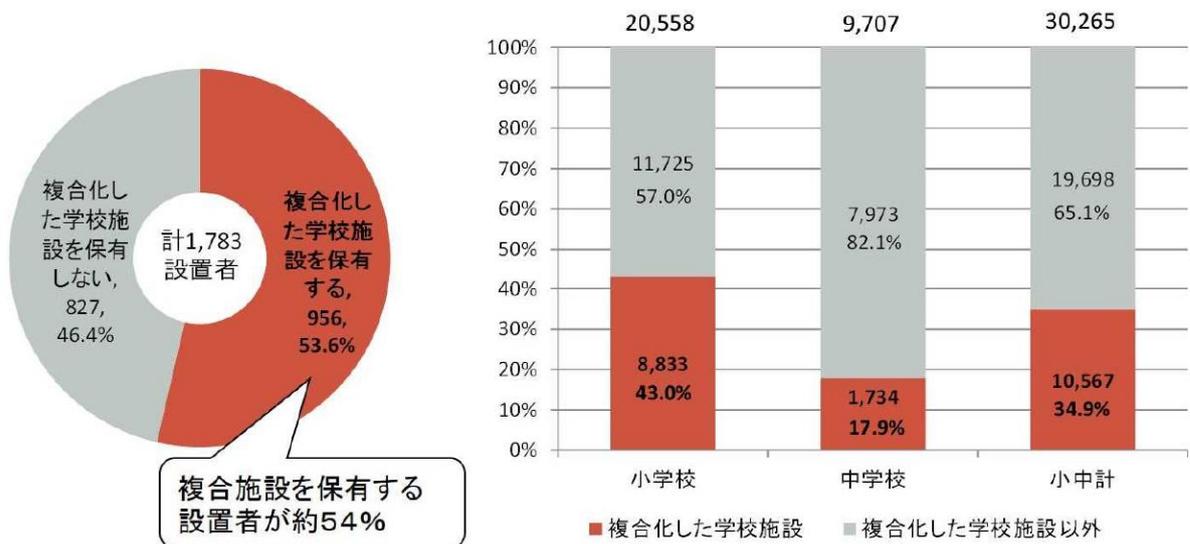
※資料に記載している事項は、現在確認中あるいは調整中の事項が含まれており、今後、修正等を行う可能性があります。

●公立小中学校の複合化

近年、各地方公共団体において域内の公共施設マネジメント導入が進んでおり、学校施設だけでなく公共施設全般について最適化・再配置の検討が進んできている。

このことに伴い、財政負担の軽減・平準化を図る観点から、複数の公共施設等を一体的に整備（複合化）することを検討する地方公共団体も増えてきており、今後もこの動きは続いていくものと考えられる。

**複合化した学校施設を保有する学校設置者は全設置者の大半を占める。
公立小中学校の1万校以上が複合施設であり、全体の35%を占める。**



複合化した学校施設を保有する設置者数とその割合

複合化した公立小中学校数とその割合

平成26年5月1日時点

文教施設					社会福祉施設							
社会教育施設			社会体育施設		児童福祉施設			高齢者福祉施設		障害者支援施設等*6	その他の社会福祉施設	
図書館	公民館等*1	博物館等*2	プール	体育館等*3	放課後児童クラブ	保育所	児童館等*4	特別養護老人ホーム	老人デイサービスセンター等*5			
45	443	22	32	110	6,333	112	361	2	111	11	14	
のべ510			のべ142		のべ6,806			のべ138				

文教施設・社会福祉施設以外の施設						
病院・診療所	行政機関	給食共同調理場	地域防災用備蓄倉庫	消防団施設	民間施設	その他
5	49	153	5,553	4	6	28

- *1 公民館、集会所、コミュニティ施設等
- *2 博物館、文化施設等
- *3 体育館、武道館等
- *4 児童館、児童発達支援センター等
- *5 老人デイサービスセンター、在宅介護支援センター等
- *6 地域活動支援センター、身体障害者福祉センター等

※表中の数字は公立小中学校数を示す。

※資料に記載している事項は、現在確認中あるいは調整中の事項が含まれており、今後、修正等を行う可能性があります。

●防災機能

文部科学省の調査によると、公立小中学校全体の95.7%が避難所に指定されているが、そのうち非常用電力等の防災機能（設備）の整備割合は50～80%程度となっている。また、スロープ等による段差解消や多目的トイレの設置など、要配慮者の利用を想定した整備割合も30～65%程度となっている。

今後の避難所としての機能を果たすために必要となる施設設備等の整備については、防災担当部局が中心となって、避難所として想定される学校ごとに、その位置付け・役割を地域防災計画に明確にした上で、学校の防災機能強化のために必要な施設設備等の整備を推進する必要がある。

避難所に指定されている公立小中学校	95.7%
防災機能（設備）の保有状況	
（備蓄）	74.0%
（飲料水）	67.6%
（電力）	53.1%
（通信）	78.8%
（断水時のトイレ）	51.3%
屋内運動場について要配慮者の利用が想定されているもの	91.9%
スロープ等の設置による段差解消	62.0%
多目的トイレを設置	33.5%
校舎について要配慮者の利用が想定されているもの	69.5%
スロープ等の設置による段差解消	63.8%
多目的トイレを設置	59.7%

※資料に記載している事項は、現在確認中あるいは調整中の事項が含まれており、今後、修正等を行う可能性があります。

4. その他配慮すべき事項

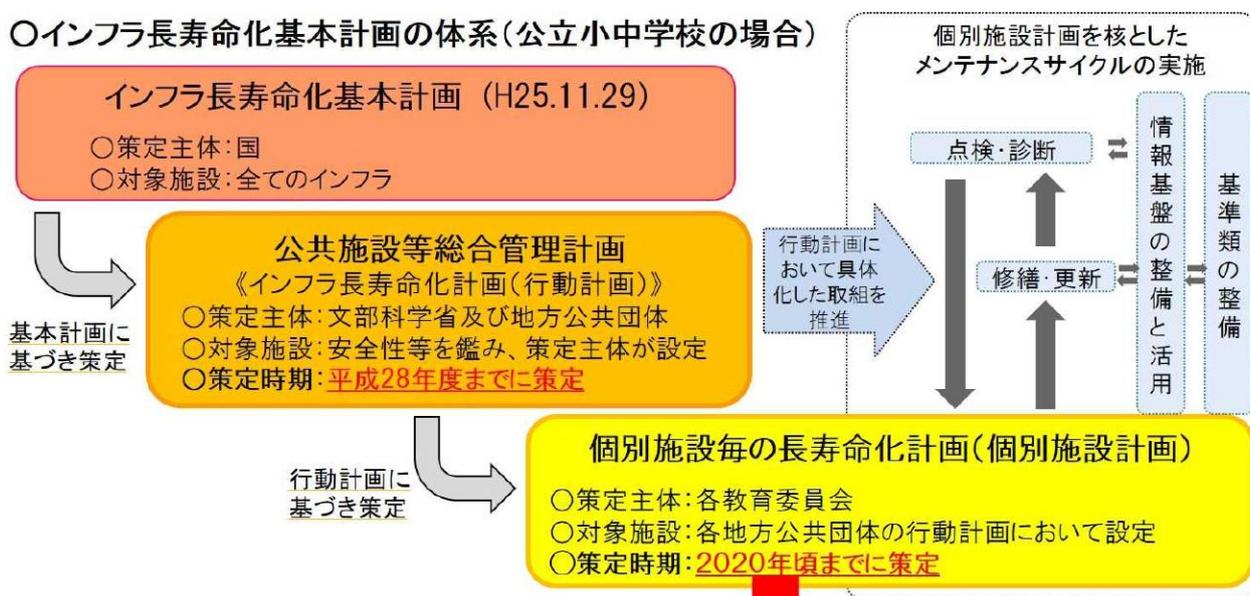
(1) インフラ長寿命化基本計画

(平成25年11月29日閣議決定)

急速な老朽化が予想されている我が国のインフラについて、国及び地方公共団体等が一体となって戦略的な更新・維持管理等を推進するため、平成25年11月「インフラ長寿命化基本計画」が策定された。

小中学校をはじめとした学校施設についても、我が国の主要なインフラの1つとして、今後、インフラ長寿命化基本計画等を踏まえ各学校設置者が策定した個別施設計画に基づき、適切に維持管理等を行っていくことが求められている。

○インフラ長寿命化基本計画の体系(公立小中学校の場合)



※ 公共施設の4割を占める学校施設の状況は、公共施設等総合管理計画においても重要な検討材料。可能な限り速やかに検討に着手することが重要。

※資料に記載している事項は、現在確認中あるいは調整中の事項が含まれており、今後、修正等を行う可能性があります。

(2) **国土強靱化基本計画**

(平成26年6月3日 閣議決定)

※概要追記予定

(3) **新・放課後子ども総合プラン**

(平成30年9月14日 策定)

※概要追記予定

(4) **学校における働き方改革に関する緊急対策**

(平成29年12月26日 文部科学省)

※概要追記予定

(5) **チームとしての学校**

(平成27年12月21日 中央教育審議会答申)

※概要追記予定

(6) **コミュニティ・スクール、地域学校協働本部**

(平成27年12月21日 中央教育審議会答申)

※概要追記予定

第2章 これからの小・中学校において充実すべき施設機能

- 現在の小・中学校施設整備指針では、「第1章 総則」において、学校施設整備の基本的方針として以下の3点が挙げられている。
 - ・ 高機能かつ多機能で変化に対応し得る弾力的な施設環境の整備
 - ・ 健康的かつ安全で豊かな施設環境の確保
 - ・ 地域の生涯学習やまちづくりの核としての施設の整備
- これらの考え方は、小・中学校施設が教育の場だけでなく、児童生徒が長時間過ごす生活の場であるとともに、地域の中核であることを踏まえたものであり、これからの小・中学校施設整備の在り方を考える上でも、引き続き重要である。
- 一方、今般改訂された学習指導要領では、新しい時代に必要となる資質・能力を踏まえ、小学校高学年における外国語科の導入や、情報活用能力の育成のためコンピューターを活用した学習活動の充実が盛り込まれるなど、教科・科目等の新設や目標・内容の見直しが行われた。
- また、「何を学ぶか」のみならず、「何ができるようになるか」、「どのように学ぶか」といった観点が新たに盛り込まれた。
- 目指す資質・能力（①知識及び技能、②思考力・判断力・表現力等、③学びに向かう力・人間性等）が明確化されたことは、これらを共通の目標として、学年や教科を超えた取組を行うことが必要であり、併せて、これらの資質・能力の育成のため「主体的・対話的で深い学び」の視点にたった授業改善を更に進めることが求められている。
- 今後の小・中学校施設においては、このような資質・能力の育成や、「主体的・対話的で深い学び」の実現のために必要な環境をいかに整備するか、という観点が重要であり、学校施設の整備をカリキュラム・マネジメントの一環として位置付け、教育内容や時間の配分、人的・物的資源等と効果的に組み合わせることにより、学習効果を最大化させる取組の促進が期待される。
- また、学校施設は、児童生徒の学習・生活の場だけでなく、教職員の働く場でもあるため、安全・安心の確保はもとより、居住環境や執務環境として性能を向上していく視点も重要である。
- 新学習指導要領に盛り込まれた「社会に開かれた教育課程」の実現や、チームとしての学校、コミュニティ・スクールや地域学校協働本部の推進など、学校と地域との連携・協働が進められている。
- これからの時代に必要となる資質・能力の育成だけでなく、地域から信頼される学校づくり等の観点からも、学校と地域はパートナーとして相互に連携・協働していくことが求められており、施設整備の観点からも検討が必要である。
- これらを踏まえ、今後の小・中学校において充実すべき施設機能について検討を行った。

1. 新学習指導要領等への対応

(1) 「主体的・対話的で深い学び」の実現を促す施設整備

- ・ 新学習指導要領におけるポイントの一つに、授業改善をどう維持していくかということがある。授業改善の理念、方向性などを踏まえ、施設の在り方を考えていくことが必要。
- ・ 校内の環境整備において、図書室については、子供たちが学ぶ場所の近いところに図書等を配置していくなど、アクティブ・ラーニングの視点から見直していくことも必要。
- ・ 主体的・対話的で深い学びを進めるためには、教育内容・方法を踏まえ家具を選定することが必要。
- ・ 家具と施設が一体となって室内環境を構成し、様々な活動を支えていることから、家具も含め一貫した計画・整備ができる仕組みが必要。
- ・ 小学校の外国語教室については、発話や動作が多くなることから音に配慮するとともに、活動方法によりICT環境の整備について検討することが必要。
- ・ 子供たちが対話を含めて丁寧に学習活動を進めていくためには、少人数学習に対応できる空間が重要。
- ・ 今後は教科横断的な考え方が重要になってくる。どのような空間づくりが教科横断を促進させることができるのか、という視点も重要。
- ・ 室名にとらわれず、そこで行う活動に着目して、スペースや機能等の必要性をまとめていくことも必要。
- ・ アクティブ・ラーニングなど学びの質向上に向けた取組の観点から、家具を検討していくことも必要。



ラーニング・コモンズ。教室の四方にモニターを設置。テーブルごとに少人数学習が可能。

【同志社中学校（京都府京都市）】



各教室前のオープンスペース。多様な学習方法に対応するとともに、展示や集会スペースなど、非常に多目的な利用が可能。

【糸魚川市立糸魚川小学校（新潟県糸魚川市）】

※資料に記載している事項は、現在確認中あるいは調整中の事項が含まれており、今後、修正等を行う可能性があります。



各教科教室群の前面に設けられた「教科の広場」。
掲示や展示スペースのほか、多様な学習形態にも対応する。隣接する教師センターとの連携にも配慮。
【長岡市立東中学校（新潟県長岡市）】



個別に生徒を支援するサポートセンターは、生徒が
リラックスできるよう、自室をイメージした空間と
なっている。
【同志社中学校（京都府京都市）】

※資料に記載している事項は、現在確認中あるいは調整中の事項が含まれており、今後、修正等を行う可能性があります。

(2) 「チームとしての学校」を支える施設整備

- ・ 地域の協議会等で新たな学校について議論をする場合、教員スペースの検討は二の次三の次になりがちであるが、より効率的な事務ができるスペースや一息つけるスペースの構築等、学校をチームとして支える人たちのスペースを確保していくことが重要。
- ・ 教職員のメンタルダウンへの対応として、リフレッシュできる職員専用のスペースを物理的に確保することが非常に重要。
- ・ 職員室に作業や打合せなどができる多目的な共有スペースがあると良い。
- ・ 教職員のスペースは、ICTや温熱環境など、働く環境として充実していくことが必要。
- ・ 多様化が進む子供に対応する教員が十分に勉強や研修を行える環境づくりが重要。



職員室及び印刷室に隣接する教員用ラウンジ。教員用スペースはすべて校庭に面した配置となっている。
【近江八幡市立桐原小学校（滋賀県近江八幡市）】



書棚スペースを完全に分離することで、非常にすっきりとした印象の校務センター。

【糸魚川市立糸魚川小学校（新潟県糸魚川市）】



※資料に記載している事項は、現在確認中あるいは調整中の事項が含まれており、今後、修正等を行う可能性があります。



各教科教室の脇に設けられたメディアセンター。基本的には教員のためのスペースであるが、時間外に生徒の質問を受ける学習スペースになることもある。

【坂井市立丸岡南中学校（福井県坂井市）】



職員室内に設けられた教員用のサロン。職員室内の飲食はサロンで行われる。

【坂井市立丸岡南中学校（福井県坂井市）】



職員室内に設けられたラウンジ。ミニキッチンも設置されリラックスした雰囲気で会話ができる。

【富山市立豊田小学校（富山県富山市）】

※資料に記載している事項は、現在確認中あるいは調整中の事項が含まれており、今後、修正等を行う可能性があります。

(3) 地域との連携・協働を促進する施設整備

- ・ 既設学校施設において、施錠のことを考えると学校開放することが難しい面がある。学校開放のエリアを明確に分割できるように計画することが必要。
 - ・ 既存施設を使った学校施設の複合化を図る際、学校運営協議会に複合施設の利用者や運営者が参入することで、チームとしての学校の幅の広がりを期待できる。
- 考え方施設の複合化を図る際には、地域の方の居場所となるスペース等を確保することが重要である。
- ・ セキュリティと学校開放の両立には、施設へのアプローチを2方向にして、運営に合わせて可変的に調整することが有効。
 - ・ 子ども達や地域の方々が学ぶ環境に関して、地域が育んできた歴史や文化、社会を感じられるように、施設全体のデザイン・景観に配慮することも重要。
 - ・ 複合化を行う上で、常に安全管理とのバランスが課題。学校敷地の中だけでなく、地域全体で子供たちの安全性を確保するという視点も重要。
 - ・ 財政規模が縮小している自治体においては、学校群あるいは地域の公共施設と一緒に施設整備を考えていくことも重要。
 - ・ 児童生徒の放課後の居場所を確保することも重要。
 - ・ 地域住民との連携・交流スペースについては、計画段階から必要性や活用方法についてあらかじめ議論をしておくことが必要。



生涯学習施設との複合化により体育館やプールを共用することで、学校側も非常に高機能な設備を利用することが可能。

【八千代市立萱田南小学校（千葉県八千代市）】

※資料に記載している事項は、現在確認中あるいは調整中の事項が含まれており、今後、修正等を行う可能性があります。



学校に併設されたコミュニティーセンター。
【近江八幡市立桐原小学校（滋賀県近江八幡市）】

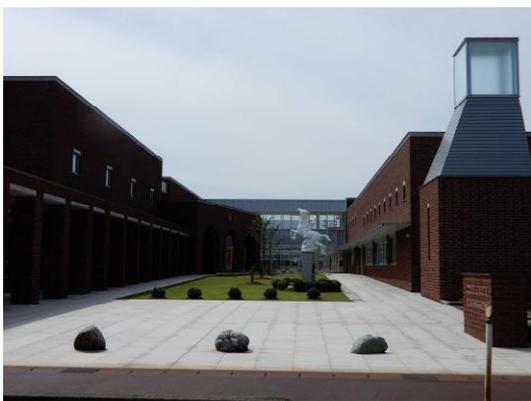


芝生化された校庭は地域ボランティアの手で維持
管理が行われている。
【近江八幡市立桐原小学校（滋賀県近江八幡市）】

※資料に記載している事項は、現在確認中あるいは調整中の事項が含まれており、今後、修正等を行う可能性があります。

(4) インクルーシブ教育への対応

- 子供たちの視点に加え、災害時の避難所となることも想定し、ユニバーサルデザインの採用や、バリアフリー化を行い、段差が少なく人に優しい学校施設を造ることが重要。
- 障害のある子供たちが通常の学校で一緒に学んでいくためには、多くの関係者の理解促進が重要であり、学校施設において色々な交流ができる配慮を行うことが望ましい。
- インクルーシブ教育システムの充実や合理的配慮への対応について、施設のバリアフリー化等を積極的に進めていくことが重要。



中央のアプローチを共有しつつ、小学校と特別支援学校を併設。児童生徒は同じ動線、同じ昇降口を使うことで自然な交流が生まれる。

【糸魚川市立糸魚川小学校 及び ひすいの里総合学校（新潟県糸魚川市）】



※資料に記載している事項は、現在確認中あるいは調整中の事項が含まれており、今後、修正等を行う可能性があります。

(5) ICTを活用できる施設整備

- ・ タブレット端末などを利用していくためには、コンピューター室の整備よりも、どこでもネットワークにつながるよう無線 LAN や Wi-Fi の整備が必要。
- ・ 教室環境について、日本では大きな黒板があることを前提に考えることが必要。また、タブレット端末を使用する場合は、電源の問題、机の大きさ、教室が明るさについても検討することが必要。
- ・ 主体的・対話的で深い学びを行う上で、複式学級など子供の数が少ない環境では、学校間だけではなく、他の教育施設を結ぶ ICT の整備も重要。
- ・ 日常的な活用のためには、大型の提示装置など普通教室の情報化対応が重要。あわせて、タブレット等情報端末の収納場所や充電場所、無線 LAN 等のネットワーク環境を普通教室に整備することなども重要な視点。
- ・ 校務支援システムを活用する場合、セキュリティの関係上、行政用と学習用パソコンをネットワーク上切り離して使い分けるべきであり、また、職員室が乱雑にならないために電源や配線についても留意することが必要



<上>

普通教室に設置された可動式の ICT ボード。
教師のタブレットと連動し、必要な情報をすばやく投影することが可能。

<下>

黒板下に設置された情報端末の充電保管スペース。
生徒それぞれが自作のカバーを掛けて保管。

【千代田区立神田一橋中学校（東京都千代田区）】



学習・情報センターのパソコン教室。児童もタブレットパソコンを使用して学習を行う。

【豊島区立目白小学校（東京都豊島区）】

2. 学校施設の諸課題への対応

(1) 教育面や安全面、機能面を改善していく老朽対策の促進

- ・ 学校施設の安全面に関しては、構造体の耐震化のみならず、老朽対策や維持管理もしっかりと行っていくことが重要。
- ・ 教室の中は非常に整っているが、一方で廊下や階段はほとんど手が付けられていないところがある。学校全体で環境を整え、維持していくという視点が重要。
- ・ 子供たちの学習環境について、夏場の暑さが厳しくなっている。地域性や省エネも考慮しながら、学校施設についても居住性という基本的な視点で、熱中症対策などの観点からも空調設備等の導入について検討が必要。その際、CO₂濃度低減など良好な空気環境確保の観点から、適切な換気方法について検討しておくことが重要。
- ・ 様々な教育用具等を効率的に収納できるスペースを設けることは、空間を豊かに使うためにも重要。
- ・ 正しく効果の高い省エネの実施方法や換気の方法など、使い手に対する情報発信や啓発は引き続き重要。
- ・ 複合化が進んでおり、学校施設に空調されたスペースが増えてきていることから、改修の際などに省エネの効率を高めていくことも重要。
- ・ 学校施設の長寿命化が進められる中、教育の様々な変化に施設がついていけるよう、長期的な視点を持った施設整備が重要。
- ・ 新しい施設ができたときの対応について、教員は日常の仕事で手が回らないところがあり、人的な支えやサポートが必要。
- ・ 発注者と設計者だけで設計を進めていくのではなく、学識経験者や地域の方、ソフトとハードを結び付けるコーディネーター役等の参画を得て学校施設を計画していくことが重要。



改修により教室と廊下の界壁を廊下側に1 m拡張し、ICT 機器や机の配置に余裕を持たせている。また、空調設備の導入や窓等の断熱処理により、居住性が大幅に向上している。

【千代田区立神田一橋中学校（東京都千代田区）】



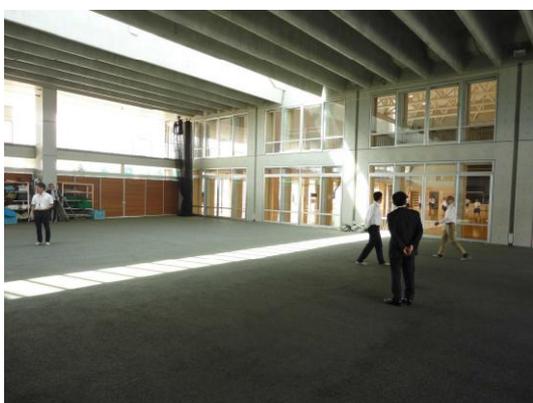
中廊下型のため廊下が暗くなりがちであったが、改修により屋上に光ダクトを2箇所設けたことにより、柔らかな自然光を取り込めるようになった。

【千代田区立神田一橋中学校（東京都千代田区）】

※資料に記載している事項は、現在確認中あるいは調整中の事項が含まれており、今後、修正等を行う可能性があります。

(2) 防災機能の強化に向けた施設整備

- ・ 災害時に学校の設備を地域住民に開放する際には、あらかじめセキュリティ面をどう確保するか検討しておくことが必要。
- ・ 避難所にもなる学校施設がその役割を果たしていくため、防災機能を一層強化していくことが必要。その際、物資等の搬入動線を十分に検討・確保しておくことも重要。
- ・ 避難所としての役割からも、空調設備の導入も視野に入れつつ、温熱環境の改善方を検討しておくことが必要。
- ・ 構造体の耐震化だけでなく、天井や外壁等の非構造部材やブロック塀などの囲障を含め、学校施設全体の安全性を高めていくことは引き続き重要。
- ・ 近年、自然災害が頻発・甚大化していることを踏まえ、校地を選定する際には地震、洪水、津波、地滑り等の自然災害に対して十分な安全性を確保していくことが重要。



ビックルーフと呼ばれる屋根付きの半屋外広場。平常時は雨天の運動の場として、災害時には荷受け等のスペースとして多目的に利用可能。右手に見えるのは避難所スペースとなる体育館。

【長岡市立東中学校（新潟県長岡市）】



避難所スペースとなる体育館に隣接して受水槽を設置。断水時にはタンクから直接採水することが可能。

【長岡市立東中学校（新潟県長岡市）】



通常は都市ガスを使用しているが、災害時にはプロパンガスが使用できるよう、ガス変換機の接続口を配備。

【長岡市立東中学校（新潟県長岡市）】